

社会福祉法人松江福社会報酬費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松江福社会（以下「福社会」という。）の役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情処理第三者委員をいう。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち福社会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び通勤手当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）をいう。

(報酬等及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長の職にある者に限る。）については、報酬等を支給する。報酬等の月額は、別表1の範囲内で理事会において決定する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬等を支給しないこととし、福社会の業務を行う場合に別表第2に定める費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表第2の費用弁償額を超える場合には、福社会旅費支給規程に基づき、旅費を支給することができる。この場合、別表第2の費用弁償は行わない。
- 2 役員等のうち福社会職員及び松江市社会福祉協議会職員としての立場を有する者に対しては、別表第2に定める費用弁償は行わない。

(報酬等の支給日、支払方法)

第4条 報酬等は、毎月その月分を当月20日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、福社会職員の給与に関する規程の第10条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(旅費)

第5条 役員等が、福社会の業務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として別表第3により旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、旅費支給については、福社会旅費支給規程を準用する。

(公表)

第6条 福社会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表第1 (報酬等)

区 分	報酬等の額	
理事長の職にある者	報酬総額	年間360万円以内とする。
	通勤手当月額	福社会嘱託・臨時及びパートタイマー職員就業規程に定める支給基準相当額

別表第2 (費用弁償)

区 分	旅 費 額
片道の距離 15キロメートル未満	1日につき 2,200円
片道の距離 15キロメートル以上	1日につき 3,200円

片道の距離とは、役員等の住居から招集場所までの距離とし、この距離は、自動車を使用した場合の一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

別表第3 (旅費)

区 分	旅 費 額
理事長の職にある者	松江市旅費支給条例に規定する常勤の特別職の旅費相当額
理事長を除く役員等	松江市旅費支給条例に規定する一般職の職員の旅費相当額

附 則

この規程は平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。